

第百三回 参議院文教委員会會議録第七号

昭和六十年十二月十九日(木曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

十二月十九日

辞任

高木健太郎君

補欠選任

服部 信吾君

出席者は左のとおり。

委員長

林 寛子君

理事

杉山 令肇君

柳川 覺治君

粕谷 照美君

吉川 春子君

井上 裕君

山東 昭子君

世耕 政隆君

田沢 智治君

仲川 幸男君

林 健太郎君

林 達君

真鍋 賢二君

久保 亘君

中村 哲君

本岡 昭次君

中西 珠子君

服部 信吾君

関 嘉彦君

衆議院議員

内閣委員長

中島源太郎君

国務大臣

文部大臣

松永 光君

政府委員

事務局側

常任委員会専門員

佐々木定典君

説明員

厚生省年金局長 和田 勝君

金庫指導室長 坪野 剛司君

厚生省年金局数 理課長 鶴岡 啓一君

自治省財政局調 整室長 保坂 榮一君

参考人

私立学校教職員 共済組合理事長 平間 巖君

私立学校教職員 共済組合常務理 事 宮園 三善君

私立学校教職員 共済組合常任監 事

本日の会議に付した案件

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○租税教育の推進に関する請願(第二〇号外二件)

○学校事務職員等に係る義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第七七号)

○公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願(第七八号)

○国民の休日に関する請願(第九七号)

○私学助成の大幅増額に関する請願(第九八号外

三件)

○てんかんに悩む児童・生徒の教育充実に関する請願(第三〇七号)

○義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(第五〇五号外一〇六件)

○学生寮の充実・発展に関する請願(第五二六号外九件)

○信州大学大学院総合科学研究科(博士課程)の設置に関する請願(第七一六号外三件)

○私学共済年金法の改悪反対に関する請願(第八一七号)

○継続審査要求に関する件

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

ただ、その前に一言委員長から申し上げたいと思ひますけれども、過日、当委員会において、本岡議員、中西珠子議員から、共済の基礎年金の拠出金の一覧表を、大ざっぱでもいいから出していただかないと質疑ができないという御要望がございまして、厚生省、文部省とすり合わせて、おおむねでもいいから資料を提出いただきたという委員長のお願いをいたしましたところ、資料が出てまいりましたので、本日、全員の皆さんにこの表をお配りしたいと思ひます。

事務局からお配りください。

それでは、質疑のある方は順次御発言願ひます。

○本岡昭次君 今、委員長の方の計らいで配ってまいりました「私学共済基礎年金拠出金額の推移」、これについて御質問をいたします。

この資料は、これしか出ないということでもら

いました。しかし、私たちは、拠出額に見合うものとして、私学共済の組合員が何人基礎年金をその年度にもらうのか、その年金額の総額は幾らになるのかということがわからなければ、この拠出額だけ示されても何の意味も持たない。こういう資料をもらつてもどうしようもないんです。これは中西委員も一緒だと、こう思うんですがね。私はやはり、二日間でこれだけのことをしていただきたその御苦労は多し、ありがとうございました。ととにかく言わしていただきますが、しかし、これではまことに不備で、私学共済そのものの議論はできません。しかし、だからといって私は質問をやめるわけにいきません、それはほかにたくさんしなきゃならぬことがありますから。

それで、せっかくいただいた資料でございますから、一、二問質問をしておきます。

それでは、昭和六十一年、これは一番最近の問題であります。昭和六十一年度、来年の問題。四百億円の拠出金というものが予想される、推計として。それでは、それに対して昭和六十一年私学共済で何人の方が基礎年金をもらうのか、その基礎年金の全体としてどれだけ給付額になるのか。そのこともわからぬと言われたら、私はどうももう質問を続ける気にならぬです。来年のことなんです。それも推計として出せるんじゃないですか。昭和百年のことを私はあえて今は問ひません。昭和六十一年度の分については言えるんじゃないんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 実は、私ども、基礎年金でどういうふうになるかということにつきましては、私もただではちよつと把握できない点がございます。それからもう一つは、基礎年金全体がかつて私学共済でもらうていた人等、入つておられた方等がおられまして、先ごろ全体の異

動がありまして、私どもだけではなかなか把握ができないという点がありますことを御了解いただきたく思います。

○本岡昭次君 いや、私はその私学共済の理事者でも何でもありませんが、私学共済の法律を審議している者として、昭和六十一年度に四百億のお金をその基礎年金に拠出するということはわかつて、あとはもう全然わからぬと。とにかく、私学共済の組合員の中で一人何人の人がその中の基礎年金をもらうのか、人数も金額もわからぬと。そういう先、何もわからぬような状態でこの法律を審議しておること自身が、これおかしいじゃないですか、委員長。僕は、こんな形ではそれこそ審議できません。せめてスタートの段階で、一体どうなるのかということもわからぬまま突っ込んでいくんですか、この私学共済というものは。そんなあやふやな、国共済をこうするとか厚生年金をこうするとかというだけで、我々は何にも知らされないままこれやらすんですか。

○委員長(林寛子君) 厚生省でわかっているんですか。

○説明員(坪野剛司君) 基礎年金の受給者数、六十一年の数字をという御質問でございまして、私たちの推計におきましては、基礎年金の法律が提出されているときに推計した数字でございまして、その各共済ごとの数字は持ち合わせておりませんけれども、共済全体といたしましては、基礎年金の受給者数は昭和六十一年におきまして約百六十万人というふうに推計しております。

○本岡昭次君 いや、私たちは共済を、年金を審議しているんじゃないんです。私学共済を審議しておるんですよ。だから、私学共済がこれからどうなるのかという行き先の問題を逐一わからずしてこれ審議できない。第一、一階の土台もわからぬままに行かせようとしておるんですから、僕は絶対、これ、一体どうなるのか、基礎年金との新しく導入した部分と私学共済がどうかかわるのかということ抜きにして審議しておること自身がおかしいと思っておるんですよ、初めから。

だから、それをぜひ言うてくだされ、その百六十万というその全体じゃないに。全体がわかるんなら私学共済もわかるでしょう。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私どもも申しました国民年金自体の数字は持つておりませんが、退職年金受給者数としましては六十一年度は二万七千人という数でございまして、このうちの相当数が基礎年金のものも入っているというふうに推計しておるわけでございます。

○委員長(林寛子君) 五十嵐総務審議官、総額。○政府委員(五十嵐耕一君) その場合の拠出金額は四百億円ということでございます。

○本岡昭次君 これ私の方でたくさんと質問したいことがあるのにこんなで時間食われたらかなわぬですよ。だから、これはちよつと後回しにさせていただきます、保留して。でなかったら時間のむだになってしまいますから。だから、とにかく一万七千人ぐらいだろうと。こつちも大ざっぱな四百億というやつですから、一万七千人でよろしいじゃないか。そこに十人か二十人、百人前後したつて。

そうすると、一万七千人という人がどれだけのそれではおよそ基礎年金という部分の一階部分を今私学共済に入っている人がもたらうことになるのかということ、私の質問の終わるまでにちゃんと概数出して説明してください。

委員長、よろしいですか。それは保留させていただきます。

○委員長(林寛子君) 結構です。文部省でそれを本岡委員の質問の終わるまでに概略提出してください。

○本岡昭次君 それでは次に、標準報酬の算定基礎について文部大臣に伺います。

これは粕谷理事の方から繰返し長時間にわたって質問がなされておりますので、文部大臣にひとつその問題はこういうふうにして考えていこうじゃないかというひとつとまとめた考え方を示していたらいい、この質問は終わりにしたいと、こう思うんです。私も本会議質問の中でこの標準報酬額の算定基礎については、改正法では国家公務員共済に準拠する方式と、現に採用している厚生年金方式の全期間平均のいずれか有利な方を選択させる以外に問題の解決はないのではないかとこの立場で質問をいたしました。結論として言えることは、今回の共済年金のこの改正は給付の面では従来の共済年金方式を厚生年金方式に統一していくということがこの基礎にあるわけなんです。その立場に立つてくると、私学共済年金も厚生年金の方式で計算できるというその全期間というものの試算ができる人たちが大部分で、ごく一部の人がそれができない人があるというこの状態から考えれば、国家公務員共済に絶えず準拠してきたからという理由だけをもって、その全期間の標準報酬額を保有してない国家公務員が補正率をもつてそれにより近づけていくというこの暫定的な措置をとった。それにまた準拠していくというこれは適切ではないと、こう考えるんです。だから、私学共済そのものが厚生年金方式でもって計算できる人たちが大部分であるというこの実態であり、また損得の実利の問題からしても、質問の中で明らかにしたように、全期間厚生年金方式で計算した方が有利になるという人が六万人近くもいるという実態をこの改正の中でみすみす損失を与えるというこれは見過ごすことができない、こう私たちは判断をしております。したがって、やはりこの問題の解決は、法律には附則の中に各共済年金制度共通の五カ年補正方式というものが出ているんですから、それは一つのそれに準拠していくことを基本としながらも、一方、全期間方式によつて計算をできる人たちが一方たくさんいるんですから、その特殊性というものを考慮して何らかの調整を行っていくということが最もこの私学共済における妥当なこの問題の解決の方法ではないかというふうに私は思うんです。そういう意味でひとつ文部大臣の御見解を伺っておきたい、こう思います。

○国務大臣(松永光君) 本法施行前の平均標準給与の算定方式の問題であります、これも何回も

申し上げたところでございまして、今先生仰せのとおり、官民格差の是正、それから世代間の給付の公正というふうな点を考えますと、厚生年金方式、すなわち全期間の平均給与と、これでいくのが純粹に理論的に言えば筋が通っているような感じがいたします。いたしますが、まあ、前から申し上げているように、私学の場合にはかつては非常に月給安かったと、一般的に言えば、それが私学に対する公費助成が始まってからだんだん高くなつてきて、そうして国立学校の教職員の水準に達してきておるといふことを考えると、国共済がとっている方式に準拠した方が実利から言つて得をするといふことも、そういう人が多いであろうというふうなことも考えて今提案しているようなことにいたしましたわけでありまして、これは二方式あるわけですね、通算方式と五年補正方式と。これどちらにするかという問題があるわけでありまして、同時にまたどちらにするにいたしましても、通算方式の方で実利が出る人と五年補正方式で実利が出る人と両方あるものですから、これをどう調整していくかという問題であるわけですから、これにつきましましては、理論的には通算方式が正しいとするならば、それよりも低い方式で計算をされるという人の立場がなかなか御理解がしにくいであろうという点は確かにあるかと思ひます。したがって、それについて何らかの措置を講ずべきではないかということが先生を中心にしてたくさん先生方から御指摘がなされて、いろいろと野党間での協議もなされておるといふふうにも漏れ承つております。したがって、私どももいたしましては、御提案しているのが最善と考えて御提案をしたわけでありまして、私も、審議をする極限は委員会にあるわけでありまして、与野党間での協議がなされておると漏れ承つておりますので、各党間で合意が成立するならばその結果を私どもは十分尊重をしていかなきゃならぬ、尊重してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○本岡昭次君 それではもう一つ、賃金スライドの問題について文部大臣に伺います。

私もこれ随分時間をかけ、大きな声を出して文部大臣にお伺いしてきたのでありますが、既裁定者のスライド問題をやり直すとは大変な平行線になりますので、それで既裁定者のスライドだけじゃなくて、要するに年金額全体を改定していく方式の問題であります。これはすでにこの改正された国民年金法の一部を改正する法律案を審議した際に、この本参議院段階において幾つかの修正をしました。その中の一つに年金額の改定というものがあつた。その項目はこういうことであつたと思ひます。年金額の改定は、「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合」というこの現行法に対して、「賃金」という字句を加えて年金額の改定は「国民の生活水準、賃金その他の諸事情に」云々と、こうなつたのであります。このことによつて、年金額の改定は賃金スライドということも含むといふふうになり、多くの皆さんが非常に喜んだのでありますが、この私学共済の場合も同様に「国民の生活水準」という言葉の後に賃金スライドを含め、賃金スライドという問題を含める意味において同様に「賃金」という言葉を、これを入れる必要があるのではないか、こう思ふんですね。基礎年金の問題もやれと言われたから言ひましたら、それは基礎年金全般の問題だから私学共済としてやる必要はない、こういう答弁でありました。しかし、この年金額の改定に当たつて何を基礎とするかという問題について、横並びに「賃金」という語句を入れることはこれは当然のことであるように思ふんですが、この点についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(松永光憲) 厚生年金法改正の際に、先生御指摘のような経過で年金額改定の仕方といたしまして、国民の生活水準それから賃金その他の事情というふうな「賃金」という言葉が挿入されたことは、先生御指摘のとおりであります。

私どものこの条文の読み方としては、「生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合」といふふうに御提案申し上げている法案にはなつてゐるわけでありまして、その中の「国民の生活水準その他の諸事情」の中には政策改定の指標としての賃金上昇の要素も解釈上読み取ることは可能であるといふふうに考えまして、それで御提案を申し上げたわけでありまして、この点につきましてもいろいろ議論をしていただいたところでありまして、またその取り扱い方につきましても種々協議がなされておるといふふうに漏れ承つておりますので、この協議の結果を尊重してまいりたいといふふうに考えておるわけでございします。

○本岡昭次君 次に、職域年金について伺ひます。

私学共済年金に職域年金という三階部分を新設した理由は何ですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 職域年金でございします共済年金グループは、公務員の共済年金と、公務員に準ずることを建前としております私学教職員の共済年金等から成つておりますが、これらの共済年金はいずれも公的年金としての性格と職域年金としての性格をあわせ有しているものでございます。

それで、公務員の共済年金におきましては公務の能率的運営に資するといふようなこと等にかんがみ、また民間におきまして企業年金の普及状況などを考慮いたしまして厚生年金相当部分に職域年金相当部分を加えまして公務員の職域年金としての設計を行っているところでございます。私学共済年金におきましても、私学教育の振興に資するといふ目的及び教育基本法の第六条の趣旨にのつとりまして、従来から公務員の共済年金に準ずることを建前としてきた経緯があること、あるいは他の共済年金グループとの整合性を図るといふ観点から、国家公務員等の共済組合と同様の厚生年金相当部分の二〇%という水準設定を行ったものでございます。

○本岡昭次君 今の答弁の中にありましたその水準を、報酬比例部分の二〇%相当としたというところでありますが、それではその根拠をどのようにして決められましたか、その根拠を明確にしてください。

○政府委員(五十嵐耕一君) この根拠でございしますが、これにつきましては一つは先ほど申しましたような職域年金としての性格、それから過去におきまして私どもの共済年金グループの給付の経緯、それから民間におきましてそういう年金の普及状況等を見まして、千分の一・五といひますものの設計を行ったわけでございます。

○本岡昭次君 今の答弁ではもう何かはつきり全然ないんですね。民間の企業年金を参考にしたいといふ言葉もありまして、私も民間の企業年金といふものがかなり意識されてこれが取り入れられたと考へています。民間の場合に今までは定額部分と報酬比例部分と上に企業年金部分といふことが実態としてあつた、しかし企業年金部分はまだ半数程度しかそれは普及してないといふこともあつて、必ずしも全体とは言へませんけれども、そういう形態があつた。そして今度新しく改定するに於いて、全体の水準を今の方式のままでやると下がり過ぎるし、そしてまた厚生年金とのいわゆるバランスの問題といふことで企業年金に相当するものとして職域年金を持つてきた、それによつて全体の厚生年金とのバランスなりあるいは今までの共済年金の水準が大幅に下がらないようにそれによつて対応した、こういうふうには私は理解をしております。

しかし、民間における企業年金の実態、水準、あるいは費用負担の割合、そうしたものはまさに千差万別でありまして、衆議院における質疑の段階でも、大蔵省も具体的にこれが民間の企業年金であるといふようなこともはつきり言へないといふ現に実態があるんです。だから果たして千分の一・五といふのが本当にそうした問題を解決するにふさわしい比率であるかどうかということについては極めてあいまいな状態であるといふふうに私は判断をいたします。

私には判断をいたしません。それで、それでは私学共済としてただその横並びで、国家公務員共済が一・五にしたから私学も一・五にしたんだという、僕はやつぱりそういう考え方だけでこうした問題を論議したくないんですよ。私学共済としてやはり一・五といふものが妥当であつたかどうかといふものも一本持ち合せていなければ、我々が何もここで審議する必要が全くないわけで、国共共済の方をじつと見ておつて、それを済ましたらはいオーケーと言へばいいんですよ。だから、そういう意味でここで論議すべきことは、そうしたら私学の中にも厚生年金グループに入つてゐる私学があるんですからね。そうすると私学の中の厚生年金グループに入つてゐるところはどういうもので一体企業年金といふものをそこに積み上げてゐるのか、その実態はどうなのか、あるいはまた私立学校といふのはこれは民間でありますから、公務員のように退職金がかうとかいふことを別に全国一律に決めているわけじゃないから、そこに企業年金といふものを共済年金があつても、それに似たようなものを持ち込むことは僕は可能だと思ふんですよ。つくつてはいけないといふ法律も何もないわけですから。だから共済年金グループのところにも詳細に調べれば恐らく年金にプラス上積みのようなものがあるとおおしくない、私はこう考えます。独自の積み込みみたいなものですが、あつてもおかしくないわけなんです。そういう意味で一体私学共済としてそれでは私学共済グループ、あるいはまた厚生年金グループの中でそういう企業年金的なものが実態としてどういふふうなものがあるのかといふことをやつぱりつかんで、そして一・五といふものが相当であるといふふうな一つの判断もやつぱりしてもらわなければいけないんじゃないかと考えるんです。

それで、今言ひましたような実態を恐らく把握されておると思ふんですが、その実態についてここで教へていただきたい。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私学は非常に幼稚園

から大学までさまざまございまして、そこにおきます、先生の今お話しのお金年金的なものがどれだけ設けられているかということの全体は把握しておられないわけではございますが、私も一部の学校法人からいろいろお聞きして、そういう調査をしたことがありますので、それにつきまして若干御報告をさせていただきますというふうに思うわけでございます。

これは、いわゆる先生のお話にございました適用除外校の例が一つと、それから私学共済加入校でも設けておりますので、その例を一つずつ申し上げさせていただきますと思います。

その一つ、これは適用除外校の例でございますが、加入者が全専任の教職員で構成をする。で、費用の負担は学校法人と教職員の両方で負担をします。退職金との関係は一応別枠である。それで、モデル年金額は退職前三年間の平均俸給月額額の四カ月というところでございまして、これの支給要件は、在職が二十年以上というようにございまして、

それから、私学共済加入校の例でございますが、これは加入者がやはり全専任の教職員。費用の負担は学校法人と教職員の両方で負担をします。で、退職金との関係では退職金の年金化というふうにとらえておるといふようなことでございまして、モデル年金額は加入期間十五年で四十八万というところでございまして、支給要件は加入期間十五年以上というようにございまして、この申し上げました例はいずれも大学を持っています。大きなものであるというところでございまして、

○本岡昭次君 それでは、厚生省の方にお伺いしますが、企業年金の実態について教えていただきたいのであります。

私たちが基本的な部分として承知しているのは、この報酬比例部分と企業年金相当部分のいわゆるプラスアルファというんですか、それは報酬比例部分の三〇％以上しなければならぬというふうにされているように私は理解をしておりますが、実際には平均して五四％程度のプラスアル

ファがなされているやに聞いております。この企業年金の実態はどのようになっておりますか。○説明員(和田勝君) お尋ねの企業年金の状況でございますが、企業年金には、御承知のとおりでありまして、厚生年金の給付の一部を代行いたしますとともに、それに企業といふか、基金独自の乗せの給付を行うもの、これが厚生年金基金でございますが、それ以外に税制適格年金あるいは任意の自社年金といったようなものがございますけれども、そのうちの厚生年金基金について申し上げますと、厚生年金の認可の私どもの基準といたしましては、厚生年金の給付の代行部分、これは報酬比例部分のうちからスライド再評価の部分の三〇％以上をプラスアルファする

ことといたしております。そのプラスアルファの平均でありますけれども、これは代行部分の額に対する割合で見ても、これは五五％でございます。現状では五五％でございます。さらに、これをもう少し正確に申し上げますと、丁寧に申し上げますと、報酬比例部分全体で見ても、その方が正確かと思えますが、報酬比例部分全体で見ても、物価のスライド再評価の部分の三〇％以上をプラスアルファする、これを計算しなればいけない、こういうことになります。これは将来の賃金なり物価スライドをどう織り込んでいくかという点でなかなか難しい問題もございまして、現状の報酬比例部分に対する代行部分の割合というものを、すなわち基金が発足して昭和四十一年以来、ずっと十九年間加入していただけた割合である、と仮定した場合でございますけれども、それで計算いたしますと三三％になる。報酬比例部分に對して三三％のプラスアルファの平均値になっているというところでございまして、

○本岡昭次君 ちょっと私の今から申し上げることは、算術的で、ちょっと年金の論議にはふさわしくないかもしれませんが、私なりの一つの理解

できる数字として出してみたいと思っております、間違いないら間違いないというふうに指摘をしていただきたいのであります。

要するに、一階というところに基礎年金という部分がある、その上に二階、三階と積んでいくことになるんですが、二階の報酬比例部分というのは、二十年かけてこの基礎額から、千分の十から千分の七・五、そこへ下げていくようになると、五にまでこれは漸次内容を高めていく。そうすると二十年たつた段階では千分の七・五と千分の一・五で、合わせますと千分の九というところになる。そして、それと同時に、この厚生年金の方も同じように二十年かけて千分の七・五にしていこうんですが、今度はその上に積む二階、三階部分というのは、今お聞きしましたように三〇％あるというの、今お聞きしましたように三〇％あるというの、三階と合わせた部分が、それでは共済のグループと厚生年金のグループとの全体の二十年以後の水準の問題として企業年金部分の方が内容的に不明確であるということ、やろうと思えばかなり上積みされる可能性もある。一方はもう千分の一・五というところ二十年上限が決められて縛られるというところから、二階、三階部分のトータルとしての水準が厚生年金が共済年金を上回るといふことにはならないのかどうか。もちろん、それは厚生年金のすべての事業所に企業年金がこういう形で導入されたという前提に立たなければいけないと思ひますが、しかし、現にその企業年金を導入している厚生年金グループと、共済年金のグループの二階、三階を比べた場合、私が考えているような、素人が考えているようなことになるのか、ならないのか。ちょっと何やややしいと言いたんで、おわかりにくかったかもしれないんですが、その二十年たつた時点において二階、三階段階における水準というものはいかになるものになるのかという点、どうでしょう。

○説明員(和田勝君) お尋ねの件でございまして、二階部分といいますが、そこまでは共済、厚生、基本的には同じ設計になるわけでありまして、同じことになろうかと思ひますが、先ほど申し上げました中で、厚生年金基金の職域年金部分といふ、その部分はスライド再評価を含んでいない本体部分だけを行っているということで、それに対する比率で基本的に取り出している。将来その数字が変わらなければ、先ほど申し上げたんでありますが、三〇％程度、三三％程度になるであろうというのを申し上げたわけでありまして、その、将来どれだけのものを見込むかというの、なかなかこれは技術的には難しいわけでございます、そういう意味ではなかなか一概には比較しにくい面があるかと思っております。そういうことでございまして、

○本岡昭次君 そうすると、報酬比例部分に對してスライドの部分を加えたら三三％程度になるんじゃないかとおっしゃいましたが、それで共済のように職域年金の部分をやると二％以上になりますね、二％で一・五ですから。

○説明員(和田勝君) 御指摘のように、その数字が変わらないとすればそういう数字になるかと思ひます。

○本岡昭次君 今も文部大臣お聞きのように、給付の内容、水準について各年金間のバランスをとると。その中に官民格差と——私は官民格差と言いたくないんですが、掛金たくさん掛けて長期にいる者とこれからの者と、それは経過的にいろいろ差が出てくるのはやむを得ないわけで、公務員の年金が官民格差で高過ぎるという一方的な形だけでのダウンということについては賛成できないんですが、しかし全体の水準を同じようにしていくということについては賛成を私はするんですが、賛成するんです。やはり高齢化社会に向かっています。そういう手法でなければいけないと思ひます。そういう意味で職域年金というものを設けていくということは、それはそれなりに意味があ

○説明員(和田勝君) お尋ねの件でございまして、二階部分といいますが、そこまでは共済、厚生、基本的には同じ設計になるわけでありまして、同じことになろうかと思ひますが、先ほど申し上げました中で、厚生年金基金の職域年金部分といふ、その部分はスライド再評価を含んでいない本体部分だけを行っているということで、それに対する比率で基本的に取り出している。将来その数字が変わらなければ、先ほど申し上げたんでありますが、三〇％程度、三三％程度になるであろうというのを申し上げたわけでありまして、その、将来どれだけのものを見込むかというの、なかなかこれは技術的には難しいわけでございます、そういう意味ではなかなか一概には比較しにくい面があるかと思っております。そういうことでございまして、

○本岡昭次君 そうすると、報酬比例部分に對してスライドの部分を加えたら三三％程度になるんじゃないかとおっしゃいましたが、それで共済のように職域年金の部分をやると二％以上になりますね、二％で一・五ですから。

○説明員(和田勝君) 御指摘のように、その数字が変わらないとすればそういう数字になるかと思ひます。

○本岡昭次君 今も文部大臣お聞きのように、給付の内容、水準について各年金間のバランスをとると。その中に官民格差と——私は官民格差と言いたくないんですが、掛金たくさん掛けて長期にいる者とこれからの者と、それは経過的にいろいろ差が出てくるのはやむを得ないわけで、公務員の年金が官民格差で高過ぎるという一方的な形だけでのダウンということについては賛成できないんですが、しかし全体の水準を同じようにしていくということについては賛成を私はするんですが、賛成するんです。やはり高齢化社会に向かっています。そういう手法でなければいけないと思ひます。そういう意味で職域年金というものを設けていくということは、それはそれなりに意味があ

ります、今言いましたように、職域年金を一・五に抑えてしまふ、厚生年金は三〇%とすれば二・一か二・三、そのあたりのところになるんじゃないかと思うんですが、それがそのままずつと移行していった場合に、企業年金というものが全産業に広がって、そしてそれが厚生年金全体のものになってきたときの状態を見ると、私は職域年金の千分の一・五という内容はやはりまずいと思ふし、これを固定的に二十年という長期にわたつて、厚生年金はどうなるかわからぬと言ひながら、共済年金だけは二十年にわたつてそこへ近づけていくという手法はどうしても賛成できないのであります。もしするならば、するならば千分の二・〇、千分の二・〇としてやうていくことが厚生年金とのバランスというものがとれるのではないか、この判断をするんですね。そういうひとつ職域年金の水増し設定の問題ですね、乗率、これは今回のこの改正時に、私が言うように二・〇とすべきではないかというのを直ちに受け入れないとしても、やはり近い将来厚生年金との関係も含めながら検討を十分してみなければならぬ部分ではないかと、こう思ふんですが、文部大臣いかがですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ちよつとその前に私の方から御説明的に申し上げさせていただきます。と思ひますが、先生御案内のように、私立学校共済の対象といふのは幼稚園から大学までさまざまな規模の学校を対象としておりまして、これらの学校の教職員につきましてひとしく国公立学校の教職員と同等の年金を保障するという今回の措置はまあ妥当でありまして、それ以上一律の水増しを設定することというのはなかなか、やつぱり今の全体の私学の状況からいってなかなか困難ではないかというふうに考へる次第でございます。それで、先ほど御説明申しましたように、各学校法人におきましては別途いわゆる企業年金的なものを設けることは可能であるというふうな実態にあるというのを申し上げさせていただきます。

○本岡昭次君 そうすると何ですか、今の五十嵐さんの話では、三階の上にさらに四階を積みむということも可能だという話をされているんですか。その一・五というものが少なければ、それぞれの幼稚園から大学までの格差があるんだから、力のあるところはさらにその上に企業年金みたいなものを積みだらいじやないかという話ですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私の説明申し上げている主な点は、いろいろな経営状態にありまして、あるいは規模が違ひますという私立学校につきましては、国公立学校の教職員と同等なものを一つの基準として設定するということがやはり必要ではないかと。私立学校につきましては、国家公務員共済あるいは地方公務員共済と違ひまして、各学校法人において別途独自の年金を設けるということは、それは個々の学校法人としてやることは可能であるというのでございまして、それまでこの私立学校共済組合法がどうこうするということやうなことはございせんというのを申し上げておるわけでございます。

○本岡昭次君 またそれは別のときに議論できると思ひますので、再度大臣にお聞きしておきます。が、私学共済は極めて国公立共済の横並び、準拠という性格が強いということを考へたときに、今後この職域年金問題については人事院というものが、これは公務員全体の待遇とかいうことにかかわつて、職域年金の問題についてこれからひとつかかわつていくという可能性もあるやに聞いているんです。そうすると、人事院の勧告というふうなものの中。そうすると、公務員といふものの特殊性というのか、公務員という職域の中における年金というものを一番端的にあらわす職域年金というところについて人事院がどういふふうにとつて考へてみたらどうかと言つて、乗率の問題を、私が言つていふように千分の一・五を千分の二にすることがふさわしいのではないかというふうな議論が近い将来出てきたと仮定しますよね。そのときに、私立学校共済はやつぱりそのときは国家公務員に準

拠するんだという強烈なるその関係を重視して、私立学校は別に公務員でも人事院の影響下でもないけれども、それは準拠といふところに深くかかわつて、国家公務員の方の職域年金の乗率が変わればそこに横並びしていく、こういうふうなこの問題は考へていっていいですか、どうですか。これはもう大臣の答弁じやないか、大臣の。大臣の判断で……。

○国務大臣(松永光君) これは先生御承知のとおり、私立学校共済の設立された趣旨から言ひまして、要するに教育基本法六条に基づきまして、私立学校の教職員も国公立の学校の教職員と同じではないけれども、同じ教育をしているという点等、やはり国公立の学校に準ずる、言うなれば全体の奉仕者という考え方が教育基本法の六条に定められておる。そこで、私立学校を振興させていくためには、その教職員の福利厚生面でやはり国公立学校に準じた待遇をすることが適當であるといふことからこの私学共済が設けられてきたわけでありまして、今日まで私学共済のもろもろの重要事項については国公立学校の教職員の処遇改善に準じて、特に共済関係では処理されてきたという経過もございまして、教育基本法そのものはずっと尊重しなければならぬ法律になつておるわけでありまして、したがひまして今先生のおつしやつたように、国共済についてのいろいろの改善措置等がなされる場合には、私は私学共済もそれに準じて改正措置がなされるべきものであらうというふうな考へるわけでありまして。

○本岡昭次君 その考へをお聞きしておけば結構でございます。それでは、もう一つの問題点は、二十五年という年数を置いて、二十五年以上は千分の一・五出すが、それ未満は千分の〇・七五、つまり二分の一に抑えんだといふのがあるんですね。何かみみちい細かい話をやっているなと思ひます。それで、要するに職域年金といふものがなぜできたかといふその経緯なりを先ほどいろいろお聞かせをいただいたんですが、そういう経緯、趣旨、

こういうことから踏まえれば、何もわざわざ年金の受給資格が二十五年だからといって二十五年にして、それ以下は二分の一だといふようにする必要があるではないか。そうしたら二十四年ではどうか、二十三年ではどうかという問題がかなり出てきますし、基本的には一律にすればいいと思ひますけれども、我々としてやつぱり今まで二十年といふことの中でやつてきたということですから、私学なんかを見ると、短い期間に採用されたという人もかなり多いし、長期の方がむしろ少ないではないかと、こう考へます。だからできるだけ組合員期間を二十五年以上とせずに、それは二十年以上とか十五年以上とか、それを下へ下げていくことが望ましいのではないかと、こういうふうな考へるんですね。そして今となつて、それを全部一律にすべきではないかという議論をやつてもうまくないと思ひますので、二十五年を二十年にせめて短縮するといふぐらゐの内容の修正というふうなものとして、私学の組合員の置かれてある状況を、精いっぱい文部省としても勘案したんだというふうなことはできないものですか、文部大臣。お伺ひしておきます。

○国務大臣(松永光君) 先ほどから政府委員がお答えを申し上げておりますように、共済年金というのは公的年金の性格と、それから職域年金の性格をあわせ有しておる。そこで一定期間以上長期にわたつて勤務して退職した職員には退職年金を支給するという形になつておるわけでありまして、職域年金相当部分の設計に当たりまして二十五年以上と、それから二十五年未満とに差をつけておるのは、これは現在の制度でも組合員期間が二十五年以上の者は、二十年未満の者に支給される退職年金よりも手厚い退職年金が支給されておるというところと基本的には同じ考へ方に実は立つておるわけでありまして、問題は、その区切りを二十五年にやなくて、もう少し下げたらどうかという御所論であらうと思ひますが、この点につきましては先生を中心にしていろいろ御議論をいただきました。それで、この問題につきましても

いろいろ与野党間で協議がなされておるといふうちに漏れ承つておるわけでありますが、私といたしましては、その協議がまとまり、そしてお決めたいただきましたならば、その結果を尊重してまいりたいというふうに考えておるわけでありま。

○本岡昭次君 二十五年というところで区切る場合は、二十五年以上は職域年金も年金だから出します、しかし二十五年以下は資格がないんですからゼロとしますと、こう言うんならそれはそれでいいですが、その下、二分の一をずつと出すというんですから、ちよつとそこを考へ方というものは別の要素を、やはり職域年金という一つの特殊的な色合いというんですか、そういうようなものがそこに出ていると思うんです。とすれば、その年齢の問題も二十年、十五年、私はむしろ全員にしても何ら差しつかへがない、こう思うんですが、今の時点で法律の原案をさねるとすれば、二十五年を二十年にするというふうなことぐらひはできるんじゃないか、こう考えますので、その点はひとつ十分配慮をしていただきたいと思ひます。

最後に、やはり一番気になるのは、私学共済年金全体として、今度の改正案によつてそれでは全体の水準がどれだけ低下をするんかという問題なんです。それを移行したときに、私たちの知っているのは、厚生年金がモデルとして厚生省が出しております、いわゆる現時点の価格でもつて三十二年組合員期間を有し、平均標準報酬月額二十五万四千円の人であれば、妻の加給金を加えて十七万六千三百円が二十年の経過をしたら、今度は四十年たつて同じ二十五万四千円の標準報酬月額の男子であれば、それが十七万六千円になる、こういう一つのモデルがあるんですよ。そして、全労働者の平均給与の中の六八％を六九％にする、こういうモデルがあるものですから、比較的厚生年金の皆さんは、私たちの年金が二十年たつたらどういふところへ移行するんかというモデル年金によつて実態をかなりつかむことができるんですよ。ところがこの私学共済の場合は、そう

いうモデルというのが示されないますと論議をしているんで、最後に一体現行年金水準が改正によつたらどういふ状態になるんか、どれほどの一体水準がダウンするんかという全体像をひとつモデル的にやはり最後は示していただいておかないと締めくくりがつかぬと、私はこう思ひます。その点と、それからちよつと保留になりました質問の部分をお伺ひして終わりたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) それでは、まずモデルの方から御説明をさせていただきます。

私学共済の場合には、今までもいろいろ御議論のございましたように、組合員期間がまだ比較的に短い人が多いというふうなことがございますので、これは私どもの五十九年度価格でやつて、それで五十九年度の裁定者の平均について出しているものでございすんで、これにつまましては組合員期間が二十八年というところでつくりまして、退職前一年間の平均標準給与が三十二万と、それを全期間の平均標準給与に直しますと二十三万一千二百円ということ、完成時は夫婦ともに六十五歳以上になるといふようなことで申し上げさせていただきますと、退職年金額が現行では十六万六千三百円でございますが、これが完成時におきましては十四万三千三百円ということ、現行水準の八六・二％に相当するといふようなことでございます。

それからもう一つ、先生に冒頭にお答えすべきところを遅くなりまして大変申しわけないわけでございますが、今お答えさせていただきますが、私学共済の既裁定者が受ける基礎年金の給付額というところでございす、これにつまましては現実には、今度の基礎年金を導入いたします御承知のとおり、今度の基礎年金を導入いたします場合には、今度、既に私学共済に入つていた期間は基礎年金相当期間としてみなすといふことがございすので、それが昭和三十六年から昭和六十年までといふことでございまして、現在基礎年金の対象者が二十歳から六十歳がおりますので、その期間に基礎年金の単価を、これが現在

二千四百円ということ、厚生省にいたしておりますが、それを算出しますと、五十九年度価格で約三百五十億円程度と見込まれるといふようなことでございます。

それで、先ほどの対象者が具体的に六十一年度どういふふうな想定しているかといふことのお話でございますが、これにつまましては、私どももいたしましてはすぐに直接結びつく正確な資料は私どもとしては持つておりませんが、一応私どもが考へておりますのは、一つは退職年金をもらう人、これが先ほど申しましたように一万七千人でございまして、これが減額退職年金も含めましたものが一万七千人といふことでございす。それから、他の制度をいろいろ動かされて、それで通年になるというふうな方もありますので、そういう通年の三万人を含め、それからそのほか遺族、障害も入れて約四万九千人といふのがございまして、そのうちのかなりの部分の方がやはり基礎年金をお受けになるということが考えられるといふことでございす。

○本岡昭次君 もう時間がありませんので、時間の中で質問しますが、今言われました基礎年金をもらう総額が三百五十億と言われましたが、その三百五十億というのは昭和六十一年度に支出される額ですか。それとも私学共済全体の将来受けるべき金額含めての分ですか、三百五十億といふのは。

○政府委員(五十嵐耕一君) これは六十一年度に受けるべき額といふことでございす。

○本岡昭次君 そうすると、拠出額は四百億でそのうちの三百五十億は私学共済の組合員が六十一年度に受ける。それで細かい話したら、五十億といふものは賦課方式でいくといふんですから、五十億というのは私学共済に直接関係ないところにどつかに、どういふんですか、財政調整という意味でいつているといふふうに単純に理解をしていいのですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生の御指摘のとおり、五十億の分はこれは私も申し上げておりま

すように世代間の互助といふようなこともございすので、これは将来またほかのところから返していただく可能性があるといふようなことでございす。

○本岡昭次君 それを言うたらだめなんやね。賦課方式でいきますといふのに将来といふのは、積立方式じゃないんだから、これは。基礎年金は賦課方式だから単年度、単年度必要なものをそれぞれ拠出していくとするんですからね。そういうその言ひ逃れのことを言わずに、やつぱり私学共済としては三百五十億でいいものを四百億出すようになるんですといふことを仕組みとして言わなければだめですよ。賦課方式なんだから単年度、単年度決裁していくんでしょ。ちよつと今の答弁は撤回しておいてください。

○政府委員(五十嵐耕一君) 単年度に見ますと先生のおっしゃるとおりでございす、私が申し上げましたのは、将来逆になつたといふふうにはかの制度からもうかうともあり得るかもしれない。それは返していただくといふことではございせんが、別の例えは何年度かのときにそういう状態も逆に生じるかもしれないといふことを申し上げたわけでございます。

○本岡昭次君 これでやつぱり私学共済と他の共済との間に財政調整といふものを基礎年金においてやつていく、やろうとしていふんだと、約二十年近くといふことが明らかになつたんです。明らかになつたからどういふことを私は今ここで言える中身を持つておりませんが、やはり基礎年金といふのはなぜつくつたんだかといふ問題の一つの長所として、私どもは基本年金と言つておりますが、やはり一階建ての共通部分、社会保障的なものを国民全体が共有することは必要だといふその部分のプラス面と、もう一方、そこに巧みに財政調整を持ち込んだといふこと、やつぱり賢いと思ひます。これを考へられた人は。だから、そのところはそういう財政調整機能があるんらあるといふことを正直に言つた上で、そしてこの問題の全体の理解を求めるときで

あつたと思うんですよ。ここまで話しなければならぬじゃね、基礎年金のことが全然明らかにならぬまま入ってしまうわけですよ。だから、私学共済の組合員にはやっぱりこういう事情が具体的の中にあるんだということを明らかにした上でやっつけていかなければ、私学共済のあなた五十億なんてかなり金ではないかと思うんですね。それがあなた、十年間続いたら五百億ということになるわけでありまして、そういう私は大きな問題をやらんだままスタートするということについてやはり大きな疑義を持つし、そうしたことを具体的に明らかにしないままやろうとすることについて、趣旨には、基礎年金という問題についての考え方には賛成しても具体的なやり方については賛成できないんであります。

まだたくさん質問が残ったことがあるんですが、一応時間が来ましたのでこれで終わります。○中西珠子君 第一に、短時間で「私学共済基礎年金拠出金額の推移」という資料をお出しください。そのことを多といたしますことを申し上げます。

今、これまでの本岡委員とそれから政府側委員のやりとりの中で、やはり私学共済のような加入者に比べて年金受給者が少ないところが、他の加入者に比べて年金受給者の多い年金制度に対して相当援助をしているというか潤すということを行っているのだと、それからまた基礎年金の拠出額を通じて財政調整というものを少なくとも二十年間ぐらいはやるのだということがわかったわけでございます。しかし、それが必ずしもいけなないと言っているわけではなくて、これから高齢化社会に向かいます。基礎年金というふうなものを導入してすべての人が最低の老後の保障は得られるということをする。同時に、年金間の財政調整も必要ということをはかるのですけれども、これを急激にやられてそしてこれまでの組合員の期待権、既得権というものが損われるという点だけはやはり避けていただきたいし、そういう期待権、既得権を尊重するという態度であくまでやっ

ていただきたいと思うのでございますが、文部大臣いかがでございますか。

○国務大臣(松永光君) しばしばお答え申し上げているところでありますし、また先生もたいいとお話しがありましたように、高齢化社会を展望いたしますと、国民連帯的な考え方ではないかというところの公的年金制度は成り立たない。そしてまた、世代間の給付と負担の均衡、これも非常に重要な事柄であります。そしてさらには、国民連帯的な考え方にも立ちますというところ、当然のことながら官民格差の是正というものがやらないと、いけません。そういうこととありますので、既得権ないし期待権については一指も触れてはいかぬということであつては世代間の給付の均衡あるいは公正というものは実は図られませんが、あるいはまた官民格差の是正というものは図られません。したがって、基本的には、例えば既裁定年金の額そのものは保障するけれども多少のことは理解をしていただいて、そして世代間の均衡あるいは制度間の均衡、これを図っていくことが私は国民連帯的な考え方にも立つ公的年金のあり方ではなからうか、こういうふうな思いをしております。そういうことで今回の改正もお願いをしておるわけでありまして、その意味では給付の適正化措置につきましては御理解をお願いしたいわけでありまして。

○中西珠子君 給付の適正化それから世代間、世代内の公平ということを今強調なさいましたけれども、法案の二十三条と附則の第四条では、これはもう長い間私も何回も申し上げましたし、衆議院段階から非常に論議的になっていっているわけでございますが、こういう現在議題となっている法案の二十三条と附則の第四条によつて不利になる人が少なくとも六万人は出てくるだろうというところを言われております。不利になる者が多数出ないよう年金算定の基礎というものをどのようにするかということを考えて、そして法案の修正というものをやるべきだと思つてございまして、そういう場合、文部大臣は心を広くして修正の要求をお入れになりますでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 今御指摘の附則四条関係のことでございますが、しばしば申し上げましたように官民格差が起つておる大変大きな要因はそこにあるわけですよ。国家公務員共済等いわゆる官の方は退職前一年の給与で、それを基準にして年金を算定しておるわけでありまして、今までのところ、官の厚生年金の方は全期間でございまして、日本共済の給付体系は、職場に入つたときは月給は安くて退職前が一番高いということでありまして、官の方は一番高いところを基本にして年金を算定する、一般国民の側は、民間の側は安いところと高いところとずつと取りましてそれでその平均でやる、こうなつておりますから、それが民の方と官の方の年金の格差を生んでおる一番大きな要因だろつと思つております。

今回はそういう点を是正しよう、官民格差は正しよう、本法施行後につきましては厚生年金と同じ方式で全期間で見るとなつて在職する方の平均標準給与をどう算出するかという問題でございまして、先ほども申し上げましたように純粋に官民格差を是正するといふ理論を貫き通すならば、また私学に働く人たちは厚生年金と同じ通年方式でやるわけでありまして、その子や孫の連中は安くなる金額をお預けすることになるわけでありまして、世代間の給付の均衡という点も考え合わせると、純粋理論的に言えれば厚生年金方式にやるのが筋は通るのかもしれない。しかし、まあ私学の人たちに對して温かい配慮をするならば、国家公務員の方が五年補正方式だから、そつちをとつた方がより多くの人が実質上利益になるであろうということに現在御提案申し上げておることを決まして、そして審議をお願いしていただこうと思つてございまして。ただ、この方式でやれば厚生年金の全期間方式よりも低下するものは出てくるという点が御指摘になりました。それに対して何らかの措置を講ずべきじゃないかという先生の御所論であるわけでありまして、先生の御おっしゃつておるお気持ちにはわからぬ

わけじゃありません。そしてまた、この問題につきましては与野党間で御協議がなされておるといふように漏れ承つておりますから、私としては現在御提案申し上げているのが最善のものと考えてはおりますけれども、しかし審議権があるのはこの委員会でございますので、この問題について各党間で合意がなされればその結果を十分尊重してまいりたいというふうな考えをしております。

○中西珠子君 私は、年金給付の額の改定につきまして一条の二の解釈を伺ひたいまして、そしてこれは賃金の変動も含むのだと、そういう解釈ができるのだからという確認の御答弁をいただいたわけでございますけれども、やはりこれは法律の中に明記するべきだと考えますので、この点はどうしても賃金の変動を含むということは何らかの形で法律の中に明記していただきたいと思つてございまして、文部大臣はいかがでございますか。

○国務大臣(松永光君) これも先刻お答えをいたしましたところでありまして、法律の解釈としては、先生御指摘のように国民の生活水準その他の諸事情の中には当然賃金の上昇も解釈上あるいは文理解釈からいっても読み取るべき字句だといふふうな考えをしております。ただ、厚生年金法改正のときに賃金という言葉を含めたいに入れていたのだという経過もございまして、さらにこの点につきましてもこの委員会ではいろいろ御指摘もいただき、その取り扱いにつきましてもいろいろ御協議がなされておるといふふうな漏れ承つておりますので、その間の合意が成立いたしましたならば、その結果を尊重してまいらる所存でございまして。

○中西珠子君 職域年金相当分の引き上げということが望ましいし、またこれは私学共済の独自性というものを勘案して自由に設計をさせるようにするべきではないかということも私はこの前の質問においても申しましたけれども、社会保障制度審議会の文部大臣あての昭和六十年四月十日付の

答申の中にも、職域年金部分について画一的に扱うことには問題があると。そしてその給付水準と財源負担やスライドのあり方についてもさらに慎重な検討が必要であるというふうに指摘されているわけですが、この職域年金相当部分というもののついて、これはもう今の法案のままでどうしてもいくべきだとお考えになっているのかどうか。また、職域年金相当部分となく加入期間二十五年以上でないと払わないと、二十五年未満というものは二分の一支給であるというふうになっておられますが、二十五年というところで切ってしまうと、二十四年のときは二分の一支給というのはどうもこれは過酷ではないか。職域年金であるという性格から考えましても、これはもう少し融通性を持たせてやるべきではないか。少なくとも二十年未満は二分の一支給として、二十年以上であれば職域年金相当部分は支給するというふうにするべきではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(松永光恵) この点も、先ほど私並びに政府委員から御答弁も申し上げたところですが、私学共済は、先生御承知のとおり幼稚園から大学までさまざまな規模の学校を対象としておる制度でございます。組合員は種々さまざまでございます。したがって、この費用負担の限度がどうかという点も等々ございまして、いろいろ難しい問題がありますが、いずれにいたしましても、幼稚園から大学までのすべての学校の教職について国立学校の教職員と同等の年金を保障しようとするために今回の職域年金部分、そしてその支給条件として支給の率等を定めたわけでありまして、これはまあ私立学校の現状からして、御提案申し上げておる内容が適正ではなからうかというふうに考えておるわけでありまして、ぜひ御理解をお願いいたします。

でございますが、これは現行制度でも組合期間二十年以上の者には二十年未満の者に支給される通年退職年金よりも手厚い退職年金の給付がなされておるわけでありまして、それと基本的には同じ考え方であります。ただ、二十五年とするか、あるいは二十年とするかという点につきましてはこの委員会ではいろいろ御議論をいただいたところでありまして、またその取り扱いにつきましても種々御協議がなされておるというふうな漏れ承っておりますので、その合意が成立をいたしましたならばその結果を尊重して対処してまいりたいというふうに考えているわけでありまして。

○中西珠子君 先ほど引きました社会保障制度審議会の六十年四月十日付の文部大臣あての答申の中に、既裁定者のスライド停止について言っているわけですが、「老後の生活設計に組み込まれている既裁定年金のスライドを停止する等年金制度に対する信頼を裏切りかねない内容をもつものである」と、こういう指摘をしているわけですが、この前私は何度も取り上げて、文部大臣からも御答弁いただいたんですけれども、裁定がえをしても従前の額は保障されるのだからいいのではないかと、こう言われましてけれども、やはり六年も八年もスライド停止になる人にとつては年金の実質的な価値が非常に下がるということにもなりますし、老後の生活が脅かされるということにもなりますので、従前の額が保障されているからいいではないかというのには非常に形式的な考え方だと思ふのでございますけれどもね。ですから、こういう既裁定者のスライドストップについてはこれはもう行わないということにお考えいただきたいと思うのでございますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(松永光恵) この点もしばしば御議論をいただいたところでありますが、既裁定者の持つていらつしやる権利、それに対する期待的なものも含めまして一指も触れてはならぬのだということになりますと、この官民格差の是正とか、世代内、世代間の給付と負担の公正ということとは全く図られない結果になります。既裁定権者の権利も十分尊重しなきゃならぬということ、これから裁定を受ける人は通年方式の低い金額になるわけでありまして、既裁定権者の方も裁定がえをいたしますが、その裁定がえした額の方が低いわけでありますから、しかし、既裁定の年金額は保障しますよと、こういうふうにして既裁定権者の権利を尊重することにしたわけでありまして。ただ、それにスライドも当然認めていけとなりまして、この既裁定権者の権利には一指も触れてはいかぬと、こうなつてくるわけでありまして、しからばそのスライド部分はどなたが負担するかといういへば、通年方式の低い裁定を受ける人が負担をしていくことになるわけでありまして、そこで世代内、世代間の給付と負担の公正ということをお考えなさいと現在御提案申し上げて、それが妥当なところなんでありまして、ぜひひとつそういうことでありますので御理解をお願いいたします。

○中西珠子君 それでは私学共済の理事長にお伺いいたしますが、積立金の運用はどのように行つていらつしやいますか。

○参考人(保坂榮一君) 私学共済におきまして積立金は、将来における年金給付の財源として保有しているものでありますので、これは法令の定めるところに従ひまして安全かつ効率的な運用を行つております。ちなみに昭和五十九年度の決算における保有資産を申しますと九千九百六億円でございまして、その平均運用利回りは七・三六%でございます。なお、今後の運用につきましても法令の定めに従ひまして安全かつ効率的に行つてまいりたいと考えております。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今理事長からお話のございましたように法令の規定がございまして、その中で、預貯金等の一号資産は五五%以上、不動産の取得に対する貸付金等が二〇%以内、それから三号資産、組合員に対する貸付金等でございますが、これが二五%以内の構成割合でやるということが法律で決まっております。また、これらの資産は長期経理の総資産に対する利率が年五分五厘を下らない範囲において運用をするということがございまして。また、毎事業年度、その前事業年度の責任準備金の増加額の三分の一に相当する金額を政府保証債または文部大臣が大蔵大臣と協議して定めるもの、具体的には日本私学振興財団への貸し付けに運用するというところでございまして、この規定を私どもはやはり大事にしてまいりたいというところでございまして、この範囲内におきまして私学共済の組合の方で最大限、大事な資産でございまして、それを有効に御活用いただきたいというふうに思つておるわけでございます。

○中西珠子君 私学共済は、現行の保険料率でも赤字になるのは二十年先、昭和八十一年ということでございますし、積立金の運用も非常にうまくやつていらつしやると。それで、財政見直しも非常に明るいのではないかと、現段階で考えますと明るいのではないかと。積立金がゼロになるのは昭和九十年ということにもなつておりますし、他の公的年金制度に比べますと非常に健全な運営で財政見直しはいいということも言えるのではないかと。思うのでございまして、保険料率を上げる前にきちつとアクチュアリーによる財政再計算をやるべきだと考えるのでございまして、保険料率を自動的に五年ごとに一八%上げるというふうなことではなく、やはり料率を上げる前にははつきりとした財政の再計算をやつてそれをきちつと組合員にも示すということが必要だと思ふのでございまして、いかがでございませうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私学共済組合の長期給付に關します掛金率につきましては、もう従来から私学共済組合における専門家にあります財源率再計算の結果を踏まえて決めてまいりましたところでございます。最近では昭和四十五年、四十九年、昭和五十五年に財源率の再計算を行つておるわけでございます。現在そういう年金の数理専門家を中心にいたしまして今回の制度改正を前提といたしまして財源率再計算の準備を進めていられるところでございます。先生の御指摘のように、この掛金率を決めるといふのは組合員あるいは学校法人の負担ということに非常に大きな影響があるわけでございますので、この点につきましては、十分慎重に、かつ幅の広い検討をしてまいりたいと云ふに考えておる次第でございます。

○中西珠子君 これはちよつと通告してないかも知れませんが、少し時間がございますのでお伺いしたいんですが、昭和六十一年の四月一日から施行されている遺族年金の最低保障額ですね、六十二万九千四百円ですか、これは改善する必要がありますか、改善する必要があると思いますが、改善するおつもりですかどうですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今の先生の御指摘の点でございますが、これは全共済組合共通の問題でございます。従来もその最低保障額につきましては意を用いておるわけでございますので、先生の御趣旨を踏まえまして十分検討をしてまいりたいと思つております。

○中西珠子君 これはこの前もちよつと申し上げたことなんですけれども、併給の一律禁止ということでは、特に女性で年金額が低い人にとつてはこれはもう生活できないというふうな状況も出てきますので、併給の限度額というものをつくつて一部は支給するというふうにできないものでしょうか。これはこの前できないというお答えをいただいたのにまた繰り返すのは大変しつこいようでございますけれども、この問題は多くの女性の人たちから非常に過酷なやり方であるということを言われているわけでございますので、こ

の点について何とかこれは一部は支給できるように併給限度額というふうなものをつくるということとはできないのかどうかということをもう一度お伺いさせていただきますかと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生御指摘のとおり、私立学校共済組合におきましては幼稚園の保母さんが相当数加入しておられまして、その方たちは、まあ割合早い時期に御退職になるといふようなこともあるわけでございますが、その点につきましては、今度基礎年金としての国民年金を導入したということ、まずその分だけは御退職になつても一応基礎年金を続けていけばそれがそれで続いていくということ、それから、それで基礎年金としての受給資格をお持ちになれば、働いておられる期間に応じて報酬に対応して報酬比例部分の年金をお出しすることができるといふようなことがあるわけでございます。

それで、今の先生のお話にございました併給調整の点でございますが、今回の新しい年金制度におきましては各制度におきましてそれぞれ適正な給付水準を定めるようにしております。その制度間あるいは制度内を通じて一人一年金の原則のもとに併給調整を行うこととしております。これは全公的年金制度共通の問題でございます。それで、先生の御指摘のように、この措置の実施に当たりまして一部併給等の経過措置を設けることは、これは先ほどから大臣が御答弁申し上げておりますように、また現役組合員の負担の増大といふこともございますのでございまして、世代内及び年金受給者間のバランスのとれた公平の制度を目指す今回の制度改正の趣旨にかんがみまして、いろいろの点はあつたと思つてございまして、御理解いただきたいというふうに思つて次第でございます。

○中西珠子君 義務教育諸学校の女子教育職員は育児休業制がございすね。無給ですけども、結局年金なんかは続くわけでございすますが、私立学校におきましては、やはり出産とか育児とか、また老人介護なんかで退職を余儀なくされる女性

というのがあると思うんですね。そういう私立共済組合の組合員である女性が、一時、育児のためとか老人介護のために退職して、そして仕事を中断して組合員でなくなるといふ場合に、これは結局国民年金に加入するということになるのだと思ひますけれども、その期間中をただ国民年金の加入だけでは非常に再び雇用されて仕事を始めた場合の退職共済年金が少なくなる、低くなるということがございすので、雇用を中断された期間といふものを共済の方の組合期間に加算するということではできないのでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今の点二つのことを分けなくてはいけません。退職になりましてそれは国民年金に御加入いたしまして、今国民年金自体は強制加入ということでございますから、それで御続けいただくということで、その報酬比例部分につきましては在職いただいておる期間について私学共済組合からお払いするということでございますが、もう一つは育児休業の場合におきましては、これは組合員期間とはつながるといふことでございす。

○中西珠子君 育児休業の場合はつながることはわかつておるんですね。ところが問題は、私立の学校には育児休業制度がないわけですね。ですから、育児休業がないからやめてしまつた場合は、結局国民年金に加入するよりしょうがない。それで、年齢制限などがありまして、再び教員になるということとはなかなか中年において難しいといふことでございす。幸ひにしてフルタイムの教員の職を再び育児や老人介護が終わつた後で得たといふことですね。そういたしますと、また私学共済に入ることになるわけでございす。ところが、在職期間中ではない雇用の中断期間中は結局国民年金に入るだけであつて、報酬比例部分が全然計算されない、職域年金の相当分も計算されないといふことになりまして、もう少し何か育児とか老人介護といふ問題は、結局社会サービス、社会環境といふものが悪いためにどうしても女性が担わなきゃならないということではござい

すので、フランスあたりではそういったことで雇用の期間を一時中断した人に対してはプレミアムつきでその期間を組合員期間としてプラスしている。それから、イギリスにおいてもプレミアムつきではないけれども、組合員期間にプラスしていますので、こういう面でも少く御配慮が願えないものかと思つてお聞きしているわけですね。

○政府委員(五十嵐耕一君) 育児休業をどういふふうに加算かということにつきましては、具体的には各学校法人に任されておまして、今すぐどうこうということには非常に難しいということでございます。

それで、先生の今の退職した者についても私学共済の方から何らかの格好の考慮をしるということにつきましては、現行制度ではやはり非常に難しいことではございす。これはやはりほかの制度の全体との問題もございす。今の先生の外国におきます制度につきましては、非常に貴重な御意見として伺つていただきたと思つております。

○中西珠子君 時間がまいりましたので私の質問を終えますが、私立学校の教職員の福祉の向上、また私学振興にも寄与するという目的でございました私学共済の目的と趣旨といふものを尊重していただいて、今後とも私学共済が安定的に発展するように文部大臣として御配慮を願いたいという要望を申し上げて私の質問を終えますが、文部大臣一言お願いいたします。

○国務大臣(松永光吉) 私立学校が果たしておる役割の重要性にかんがみまして、私立学校の振興を図るという見地から、先生の御意見を参考にさせていただきまして、今後とも十分努力をしていきたいと考えております。

○委員長(林寛子君) この際委員の異動について御報告いたします。

本日、高木健太郎君が委員を辞任され、その補欠として服部信吾君が選任されました。

○吉川善子君 来年度予算の編成が大詰めを迎えようとしているわけですが、文教関係では四十人学級とか私学助成の拡充とか、マンモス校の解消など教育条件整備のための積極的な予算を組むことを国民は求めています。これとの関係でマスコミによれば義務教育費国庫負担法第二条に定める教職員給与費等の国庫負担にメスを入れて事務職員、学校栄養職員の給与に対する国庫負担あるいは二条四号に定める教職員の長期給付に要する費用の国庫負担等を削るのか、ごとき報道があるわけです。このような国庫負担を削らないと国民の求める教育条件の整備ができないのか、こういうことは絶対にやるべきではないと思うのですけれども大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(松永光君) ただいまの御質問は、今議題となっておる私学共済法の議論とは関係ないように思うのでありますけれども、せっかくの御質問でございますからお答えいたします。

義務教育費国庫負担制度につきましては、まだ大蔵省からは正式の意見の申し出はございません。したがいまして、文部省としてその具體の対応ぶりについて申し上げることは現段階では差し控えさせていただきたいと思うのです。いずれにいたしましても厳しい財政事情でございます、いろいろ難しい問題が出てくると思ひますけれども、その難しい問題、議論の中に国庫負担制度にかかわる議論も出てくると思ひますけれども、しかし、私としては義務教育費国庫負担制度の基本はあくまでも堅持してまいりたいと考えておるところでございます。

○吉川君子君 共済と関係がないわけではありませんが、私立学校の教育、義務教育諸学校教職員について地公共済法によると長期給付に要する費用のうち、地公共団体の負担金は百分の五・五、この二分の一が国からくるといふ計算になると思うのですけれども、この共済に対する国庫補助を切るとなりますと、地公共団体に對する財政的な圧迫は大変なものになるのではないかと思

うのです。これは事務職員、栄養職員の給与の国庫負担を切ることと同じことでございますけれども、こういう問題について自治省はどうお考えでしょうか。

○説明員(鶴岡啓一君) 現在昭和六十一年度以降の補助率等のあり方につきましては、補助金問題検討会において各般にわたって検討を進めているところであります。今先生が御指摘のありました問題を含めまして義務教育費国庫負担制度のあり方についても検討がされているところであります。

自治省としましては、その結論も踏まえまして
予算編成時までに慎重に対処して結論を出してい
きたいというふうに考えております。

○吉川春子君 もし地方公務員、特に学校の先生などに対する共済の国庫負担が削られるということになると地方自治体の財政的な圧迫はどういうふうになるというふうにお考えですか。

○説明員 鶴岡啓一君 先生御案内のように、それらに關係する費用について現在二分の一の國庫負担制度があるわけでして、それが何らかの形で削減されるということは、當然に地方団体の負担がふえるということになります。

○吉川春子君　そうすると、自治省としてはそういうようなことはやっぱり好ましくない、やられたら困るのだというお立場なんでしょうか。

○説明員(鶴岡啓一君) 先ほど文部大臣からも御答弁がありましたように、私どもも非公式には大蔵省等からのいろんな話も来ておりますが、まだ最終的にどういうふうにするというところまで詰まっております。基本論から言いますれば、私どもは現行の義務教育費国庫負担制度を維持していただきたいという立場で折衝に臨んでいるところでございます。

○吉川春子君　じゃ、共済法とのかかわりで大臣にお伺いしますけれども、学校の教職員に対して共済の掛金の二分の一は使用者負担で、その二分の一のさらに半分が国から負担するという制度になっているわけですが、こういうことを決め

てある法律に反してこういう共済の国庫負担を切るといふことは、やはり文部省としてもやってはならないといふふうにお考えなんじやありませんか。

○国務大臣(松永光君) 先ほどもお答えいたしましたように、この問題につきまして、義務教育費国庫負担制度にかかわる問題につきまして大蔵省の方から正式には何の申し出もまだなされていないわけでありまして、したがって具体的な対応ぶりにつきまして申し上げることは差し控えておいた方がいい。ただ、先ほども申し上げました

ように、財政事情は極めて厳しい、昨年度予算編成における経緯等から見まして国庫負担制度にかかわる議論も出てくるということとは予想はいたしておられますけれども、文部省としては、その場合にはこの義務教育費国庫負担制度の基本は堅持してまいるのでございます。

○吉川春子君　今回の共済年金制度の大改革で給付は四割も減らされ、保険料は政府の説明でも地方公務員は二・五倍になるといふふうになされているわけです。もし共済掛金に対する国庫負担の適用除外、もしくは削減を行うようなことにでもなれば地方財政の逼迫の状態から見て労使折半の原則さえ維持できずに、教職員の保険料の負担率の引き上げということも当然起こってくるのではないかというふうに思えますけれども、この点は自治省どうですか。

○説明員(鶴岡啓一君) 直接の所管でありませんのであれでございしますが、私どもはいずれにしましても公費で負担すべきと決まつたものにつきましては支障のないように財政措置を講ずるのが自治省の責務でありまして、結論に従ひまして毎年度それぞれいろんな意味で財政措置を講じてきておりますので、それは六十一年度につきましてもきちつとした形で処置していく責任がありますので、その方向でことしも対処していくつもりでございます。

○吉川春子君 いずれにいたしましても大変な問題が起こりつつあるわけで、こういうことについて

てはきつき大臣が基本的なお考えをお述べになりましたけれども、その線で絶対に守っていたきたい。適用除外とか削減とかどちらも絶対にやつてほしくないということを私は指摘しておきたいと思ひます。こういうことがもし行われますと、ことし教材費の国庫負担が削られたわけですから、でも、それによつて大変実質的には教材費も地方自治体のレベルでかなり減つてゐるわけで、憲法二十六条の義務教育の無償、教育基本法の教育の機会均等、こういう理念にも抵触するということを私は主張しておきたいと思ひます。

次に、総理が六月十八日の第百二国会の本会議で各種共済法の趣旨説明の際に質問に答えて改正理由の中で、このまゝいけば、国鉄の年金の支払いが難しくなる。電電やたばこ産業の皆さん方によつて支えられているが、これを支える枠をもつと広げなくてはならない。そういういろいろな点を勘案して、今回、年金体系の根本的な改革を図ろうとして行ったものだ」と述べておられますが、当然文部大臣も総理と同じお考えであるわけですね。

○國務大臣(松永光君) 今回の改正案を提案申し上げまして御審議をお願いしておるその趣旨とするところは、高齢化社会を展望して長期的に安定した公的年金制度を樹立するためをお願いをしております。

そして、これはだれしもが認めていただいていると思いますけれども、やはり公的年金制度というものは、官民の格差があることは捨ててはおかれない。それから世代間の給付と負担の均衡が保たれていなければならぬ、そういう二点等の改善措置をするためにお願いをしているところであります。まして、公的年金制度の基本的な考え方にはやはり国民連帯的な考え方が当然なければならぬし、また自分の世代だけ保ち切ればいいんだと、子や孫の時代は知らぬぞなどということでは公的年金制度そのものが実は成り立たないわけであります。したがって世代間、世代内の負担と給付の均衡を図る、官民格差の是正を図る、こういうったこ

きましては、現時点では国鉄の財政調整に参加するといふふうには私は考えていないところであります。ただ理論的には国民連帯という考え方を突き

たが、具体的に言つて、国策共済との關係でござい
ますが、先ほどもお答えいたしましたように、
私学共済を所管する私の立場としては、先ほど来
御答弁申し上げておるような全体的方向をも踏ま

及ぼすものかということはさきの質問で私も大分触れてきたので、国鉄との関係でいって総理が国鉄を救うために今度の改革案を出してきたのだと

税務員の年金は大蔵省が主管しているわけなんです。ただでさえ大蔵省、非常に権限が強いんですね。たまたま大蔵省にそういったような強い権限を

残しておいたまま果たして今後の年金行政をうまくやっていくことができるかどうか。イギリスなんかでは特別に年金省というのがつくられております。恐らく現在もあるんじゃないかと思ひますが、かつて私が調べたときは年金省という、年金担当大臣というのがありましたけれども、日本では非常にばらばらなんです。私は、これはやはり厚生省に一元化するなりあるいは一歩進めて年金担当大臣、年金省というふうなものをつくるべきじゃないかというふうなことを考えているんですけれども、恐らく文部省のお役人は反対だろうと思う。大蔵省のお役人も反対だろうと思う、自分の権限が少なくなることに對しては、お役人は本能的に抵抗いたしますから。しかし、文部大臣としてではなしに、國務大臣として今後の年金行政を一元化していく上についてどういうふうなお考えをお持ちであるか、そのことを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(松永光吉) 先生御指摘のように、今回提案申し上げる法律案が成立をさしていただきたならば、給付面につきましてもはばば一元化が終わるというところになるかと思ひますが、これから全体としての公的年金制度の一元化ということを考えますという、負担面等の制度間調整を進めていかなきゃならぬ課題が実はあるわけでありまして、それをスムーズに進めていくために年金省あるいは年金担当大臣というものを置いて、そのもとで一元的にそうした制度改正、調整等の方策を進めていくことが最も好ましいのではないかと先生の御見解は、私は一つの見解でありまして、十分参考になる御見識であらうというふうなことを考えます。

今回の案はこの改正措置につきましては、先生御承知のとおり年金担当大臣、これは増岡厚生大臣が年金担当大臣ということで、その増岡大臣のもとで関係各省調整の結果御提案を申し上げるよう法案をまとめ上げて、そして御提案を申し上げたということなんでしょうが、さらに今後一元化へ向けての主として負担面等を中心にして

た改正措置をさらにスムーズに進めていくという上におきましては、先生の御見解、私はすぐれた御見識と受けとめて勉強していかなければならぬ課題であらうというふうな思つておる次第でございます。

○關房彦君 これは、行政改革の問題とも関連するんですけれども、今の大臣の御答弁、高く評価いたします。いずれ、将来、総理大臣にもなられる方でございますから、今の考え方を御持ち続けになっていただきますと思ひます。

○委員長(林寛子君) 午前の質疑はこの程度とし、暫時休憩いたします。

午後四時三十分開会
○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。午前までの質疑をもちまして質疑は終局したものと認め、御異議ございませんか。

〔異議あり〕 反対です。終局には反対します、私たちは「異議なし」と呼ぶ者ありません。
○委員長(林寛子君) 御異議があるようでございますので、採決を行いたいと思ひます。

質疑終局に賛成の方の挙手を願います。
○委員長(林寛子君) 多数と認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

本案の修正について柳川君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。柳川君。
○柳川覺治君 私は、ただいま議題となつております私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・自由国民會議、民社党・國民連合を代表して修正の動議を提出し、

修正案の趣旨及びその概要を御説明いたします。修正案の内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

修正の内容は、第一に、年金額の政策改定の要素に賃金を加えることとあります。政府原案では、この法律による年金である給付の額は、國民の生活水準その他諸事情に著しい変動が生じた場合には、速やかに改定の措置が講ぜられなければならないものとしておりますが、改定の要素として國民の生活水準等のほか「賃金」という文言を加えることとしております。

第二は、職域年金相当部分の支給要件を緩和することとあります。職域年金相当部分の年金額については、政府原案では組合員期間二十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当としておりますが、これを二十年以上とすることとし、これに伴い所要の修正を行うこととしております。

第三は、本法律施行日前の平均標準給付月額額の計算について調整措置を講ずることとあります。すなわち、本法の施行日前の期間を有する組合員の平均標準給付月額額の計算については、政府原案どおり各共済年金制度共通の五年間補正方式によることを基本といたしますが、私学共済組合員の標準給付の傾向が多様であることを配慮いたしまして、全期間方式による額を参酌した調整を行うこととするものであります。

なお、この修正により必要となる経費は、昭和六十五年年度に約三百万円を見込まれております。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(林寛子君) ただいまの柳川君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。松永文部大臣。
○國務大臣(松永光吉) ただいまの修正案につきましては、政府としてはやむを得ないものと考えます。御可決いただいた際には、その趣旨を体し、

適切な運用に一層努力してまいる所存であります。

○委員長(林寛子君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○粕谷照美君 私は、日本社会党を代表して、政府原案及び自由民主党・自由国民會議、民社党・國民連合共同提出の修正案に對しては反対の討論を行うものであります。

政府案は、我が國の年金制度が高齡化社會の到来に耐え得るものとして長期的に安定し、かつ整合性ある発展を続けるため、公的年金制度を一元化することとし、その一環として私学共済制度に抜本的な改革を加えることがその目的であるとしております。しかしながら、その美辭麗句とは裏腹に、内容はまさに抜本的な改悪であると言わざるを得ない多くの要素を含んでいるのであります。

まず、すべての國民に對して共通する一つの年金を保障するという基礎年金の導入に關してであります。最高が四十年加入してやつと五万円という内容では、最低生活を保障する水準にはほど遠いと言わざるを得ず、また本當の意味で婦人の年金権を確立するという課題も解決されておられません。我が党が提唱してきた税方式の導入による基本年金構想とはそもそも相入れないものであり、結局、新制度がもたらすものは國の財政支出の軽減であり、財政的に行き詰まっている國鉄共済や國民年金の救済について、その負担を公的年金制度全体に求めることによつて國民に転嫁しようというところにほかならないのであります。

さらに、共済年金の給付水準全体を大幅に引き下げることは言うまでもなく、支給開始年齢をおくろせ、支給資格の要件を二十年から二十五年へと強化すること、年金改定の基準を賃金に基づく政策スライドから自動物価スライドへと転換すること、一律の併給調整を行うこと等々はもはや官民格差の是正、給付の適正化などという大義名分

の域を超えるものであり、共済組合員はもとより、国民全体の目から見ても妥当な内容であるとは言えません。所得制限の強化などに至っては、厚生年金との整合性さえ失いかねないものであり、わずかに共済年金制度の特殊性を確保するものとして設けられた職域年金も、その水準は極めて不十分のものであります。

とりわけ強調したいのは、政府案が共済制度のもとでより高い給付を求めてより大きい負担をさせた組合や年金受給者の既得権、期待権を容赦なく踏みつけている点であります。すなわち、既に年金を受給している者の年金額についても裁定がえを行い、極端な場合は十年近くもスライドを停止して、年金を改定しないということは既得権の保障どころか、年金の実質的価値をどんどん切り下げることでもあります。毎年の年金のささやかなアップを唯一の楽しみにしておるお年寄りに対して、これほど残酷な仕打ちがあるでしょうか。

私学共済が他の共済制度と比較して成熟度も抜群に低く、現行制度のままでも四十年以上は健全な運営が見込まれているということ、以上のような政府案の内容をあわせて考えると、三十五万人の組合員を初め、年金受給者など私学共済を育ててきた人たちにあっては一体何のための努力であったか、何のための共済であったかという嘆きは、他の共済の関係者よりも一層大きいということと容易に想像されます。

その上、今回の審議を通じて、政府案がこのまま成立すれば、私学共済に固有の幾つかの問題が生ずることが明らかになりました。すなわち、施行日前の期間の平均標準給付月額額の計算について国共済の方法に準ずることとした結果、六万人もの組合員が厚生年金方式による計算を下回るという不利益をこうむること、六十五歳以上の者が四・五％を占める私学共済においては、在職中の年金支給がないことの影響が大きく、特に適用除外校との間で均衡を失し、私学の人材確保に支障を生ずるおそれがあること等であります。これ

らの問題点は、結局、政府案が私学共済の歴史や実態を十分検討した結果として提出されたものではないという証明であります。

以上述べました理由から、本法律案には反対せざるを得ないのでありますが、特に、政府が今回の制度改正について、昭和七十年を目途とする公的年金制度の一元化のステップであるとしながら、審議を通じて依然としてその具体的スケジュールを明らかにしないという矛盾した姿勢に終始したことに対し、強い不満の意を表明しておきます。

また、自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合共同提出の修正案につきましても、政府原案の欠点を改善するという意味においては評価いたしますが、その内容が十分なものであるとは言えないこと、あるいは法律案提出に至る過程において瑕疵があったという責任はぬぐい去りがたいことを理由として、同じく反対するものであります。

以上で私の反対討論を終わります。(拍手)
○杉山令嬢君 私、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となっており私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び我が党提出の修正案に賛成の討論を行います。

これまで我が自由民主党は、すべての国民に豊かで安定した生活を保障するため、福利厚生制度の拡充整備に努めてまいりました。その中でも特に国民の安定した老後生活を保障するための公的年金制度の充実を力を入れてまいりましたところであります。

しかしながら、近年の著しい社会変化、なかんずく人口の急速な高齢化及び産業構造、就業構造の変化によりまして、現行の公的年金制度の抜本的見直しが必要になってきたことは、皆様御存じのとおりであります。

目下進められております公的年金制度の改革は、かような要請にこたえるためのものであります。すなわち年金制度全体の長期的安定と整合性

ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、給付水準の適正化等によつて給付と負担の均衡を確保しようとするものであります。

本改正法案は、国家公務員共済等他の三共済の改正案とともに、このような年金制度改革の一環であり、まことに時宜にかなったものであると言わなければなりません。

昭和二十九年に設置された私立学校教職員共済組合は、その後における私学の目覚ましい発展とその自助努力によりまして着実に成長し、今日に至っております。しかし、二十一世紀を迎えるころになりますと、年金受給者の増大による財政の逼迫が心配されております。したがって、今日の時点で他共済と同じように基礎年金制度を導入するとともに、それに報酬比例分を上乗せすることとし、将来に備えるとともに、他共済ももちろん、厚生年金等と均衡ある発展を図ることは極めて重要であると考えるところであります。

なお、我が党提出の修正案は、今回の改正措置のより適切な運用と、私学共済組合の実態を配慮した措置を行おうとするものでありまして、適切な修正と考えるものであります。

最後に、我が自由民主党は、我が国の教育の発展に果たしてきた私立学校の重要性にかんがみ、戦後一貫して私学振興のために尽力してまいりましたが、今回の改正案も、私学への人材の誘致と財政基盤の確立に貢献するものであることを申し述べ、私の賛成討論を終わります。(拍手)
○中西珠子君 私、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となっており私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案と、修正部分を除く改正原案に反対の立場から討論をいたします。

反対の第一の理由は、今回私学共済を含む公的年金に導入される基礎年金額が低過ぎることであります。

私どもは憲法第二十五条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活をすべての国民が老後に営むことができるような公平で安定した年金制

度の確立を主張してまいりました。基礎年金導入の構想は、既に昭和五十一年に公明党・国民会議が打ち出した国民基本年金構想と大枠において軌を一にするものであります。それゆえ基礎年金導入自体に反対するものではありませんが、四十年間保険料を支払って基礎年金五万円という額は余りにも低過ぎます。これは生活保護二級地の生活扶助基準五万三千円よりも低いものであります。

保険料支払い期間が四十年に満たないときは、支払い期間に応じてもっと低くなる。これでは老後の生活保障どころか、憲法第二十五条で保障する生存権すら脅かすものであります。

反対の第二の理由は、公的年金一元化の名のもとに画一的な改革を強いて、私学共済の組合員の給付水準の切り下げと負担の増加を図っていることとであります。

我が国の戦後の経済社会発展と国力の増強並びに国際的地位の向上に私立学校教育が果たしてきた役割は何人も否定することができないほど大きなものであります。昭和二十九年、私立学校の教職員とその家族の福利厚生を図り、私学振興に寄与する目的で私学共済が独立した制度として創設され、都道府県からも助成を受けるといった固有の歴史を経て発展してきたことは重要な意義を持つものであったと考えるわけであります。

また、私学共済の運営状況も健全であり、他の共済組合に比べると現在の財政状況も良好で、また財政の将来見通しも暗くはない。それなのに公的年金制度一元化のスローガンで画一的に改革を行い、給付水準の切り下げと負担の増加を強いることは納得できないこととあります。

特に職域年金部分につきまして、社会保障制度審議会の文部大臣あての昭和六十年四月十日付の答申も、職域年金部分について画一的に扱うことには問題があるので、その給付水準と財源負担やスライドのあり方についてさらに慎重な検討が必要であると指摘しております。私学共済の独自性、特殊な歴史と性格を勘案して、職域年金部分には自由裁量、自由設計を認めるべきだと考えて

おります。

反対の第三の理由は、既裁定者の期待権、既得権を無視したスライド停止であります。前述の社会保障制度審議会は、昭和六十年四月一日の文部大臣あて答申の中で、老後の生活設計に組み込まれている既裁定年金のスライドを停止するなど、年金制度に対する信頼を裏切りかねない内容を持つものであると指摘しています。年金制度に対する信頼を裏切らないためにも既裁定年金者のスライド停止は行うべきではないと考えております。

以上、原案につきまして反対の理由を簡単に述べましたが、自由民主党と民社党共同提案の修正案につきましては、原案を改善するという意味では評価いたしますが、いまだ十分ではないので反対せざるを得ません。

最後に、私立学校教育の重要性にかんがみて、私立学校の教職員の福利厚生、福祉の向上を図り、ひいては私立学校教育の振興に寄与するという私学共済の目的をあくまで尊重しながら、私学共済の安定的な発展を図られることを強く要望して、私の反対討論を終えます。

○関嘉彦君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の討論を行うものであります。

我が国は、高齢化社会が進行する中で、人生八十年時代を迎えました。老後はまさに第二の人生であり、これをいかに豊かで生きがいにあふれたものにするかが国民各層の重大な関心事となっております。そのためには、経済的基盤が万全でなければなりません。老後生活を支える所得保障の最大の柱は、何と云っても公的年金制度であります。しかし、現行の公的年金制度は官民格差、給付と負担の不均衡など、多くの社会的公正や矛盾を抱えているとともに、制度が多岐に分立しているがゆえに、国鉄共済のごとく、個別制度ごとに財政が破綻することにもなりかねません。現在、国民の間に多岐にわたり保険料を納めて、本

当に年金がもらえぬのかという不安が増大していることも否めない事実であります。政府は国民の不安を解消し、年金財政の長期安定と公正な制度を確立する責務があります。政府がこの責務を果たすべく、今回の改正に示されたように、基礎年金制度の導入と所得比例年金の二階建て構想によって年金の一元化に踏み切ったことは、遅きに失したとはいえ、高く評価いたします。

今回の改正は、給付の算定方式など、さきに成立した厚生年金などと同等なものと改め官民格差を是正するとともに、公務の特殊性を考慮して職域年金を三階建てとして上乗せしております。まさに制度発足以来の抜本改正と言えます。この改正に對して強い不満や不平があることは十分承知しておりますが、この改正を断行しなければ公正な年金制度の確立は大幅におくれ、何よりも年金財政がパンクし老後の経済不安を引き起こすとともに、老後の給付を支える現役で働く人々の保険料負担が耐えがたいまでに上昇することも必至であります。不満や不平があつたとしても国家百年の大計を考えれば今回の改正は必要不可欠であり、今実現しなければ本格的な高齢化社会を活力ある社会にするには不可能になります。

しかし、政府案の内容には幾つかの問題点があるためこれを修正するよう要求いたしました。その結果、第一に、年金額の算定に当たって昭和五十六年以前からの組合員については全期間平均の方式と五十六年以後の組合員については全期間平均の方式とを五十年間だけ適及し全期間平均に割り落とす方式の選択制とすること。第二、職域年金部分について二十五年末満の者に二分の一を支給するという事項を二十年末満とすること。第三に、黄金スライドを明確にすること。以上の修正が合意されたのであります。これらの修正が年金受給者の生活安定に資するものと確信いたしました。また、政府に對しては附帯決議に盛り込まれた事項についても誠実に履行するよう要求いたします。

修正の合意がなされた以上、本案に賛成することと責任野党たる民社党の姿勢であることを申し

上げて討論を終わります。

○古川善子君 私は、日本共産党を代表して政府提出の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び自民党、民社党提案の修正案に對して反対の討論を行います。

まず、本日の質疑の打ち切りを強く抗議します。本法案について私に認められた質問時間は九十分にすぎません。年金制度全体に関する大改革であり、私学共済にとつてもゆゆしい事態であります。私学共済がどんな影響を受けるのか等、論議はまだこれからというところで、このような状況で審議を打ち切ることにはまさに立法院の自殺行為と言わなければなりません。

次に、憲法二十五条と豊かな老後を願う国民の願いに背いて老後の暮らしを根底から脅かすこのような年金制度の改悪を持ち込むとする政府に對して私は強い怒りを禁じ得ません。この法案は国鉄共済年金、国民年金の破綻という政府の失策のツケを国民に負わせ国庫負担を大幅に削減することを目的としたものであり、その被害は現在の組合員と年金受給者及び将来にわたって私学で働くすべての者に及ぶものとなっております。

すなわち、第一は、給付水準の大幅な切り下げです。現在の年金受給者の物価スライドは停止され、改悪後は四十年間在職した共働きの人の場合を例にとると、受け取る年金額は実に現行の六割以下に切り下げられます。政府の宣伝するところの無業の妻の基礎年金月五万円を含めたとしても現行の七割程度にしか達しません。これでは年金生活者の暮らしが脅かされることは火を見るより明らかです。

第二は、保険料の大幅な引き上げです。給付に對して現行は一〇・二％ですが、法改悪に伴つてこれを昭和百十年までに二八・二％にまで引き上げるとしています。こうして保険料の引き上げと年金給付の切り下げによつて昭和六十一年度新卒の人が私立高校に四十年間在職した場合、六十二歳から八十五歳まで年金を受けたとし

ても支払った保険料と実質金利を取り戻すことはできません。それどころか逆に二千七百五十万円も国に寄附することになるのです。これでは銀行に預金をしていただいた方が得だという国民の声があらざるが当然です。これが国民からの収奪でなく何でしょうか。公的年金などとても呼べるものではありません。

第三は、国庫負担の大幅削減です。国会の意思は本委員会が十三回にわたつて決議しているように国庫負担を二〇％まで引き上げることにあります。政府はこれを踏みしめじり改悪によつて共済年金の本体部分の国庫負担をゼロにしてしまふのです。これで社会保障と言ふでしようか。また、基礎年金部分の三分の一は国庫負担とすると言つていますが、行革関連一括法により五十七年度以降カットした国庫負担分約八十四億さへいまだ返済のめども立てておらずとても信用できるものではありません。

第四は、年金支給開始年齢を六十歳から六十五歳に引き延ばすことです。加えて、減額退職年金制度や勤続退職者への十年繰り上げ支給の制度が廃止されることによつて、年金支給開始年齢は現行より十数年前に延ばされることとなります。

これらのことは、私学共済が幼稚園教諭など女性が多岐を占めており若年退職者の極めて多い組合であることを考えると、これらの処置は若年退職者にとつては随分手痛い打撃を与えるものだと云わなくてはなりません。

第五は、政府が法案の目玉としている妻の年金権なるものについての問題です。夫と合わせて従来の年金水準を大幅に切り下げたおいて婦人の年金権の確立と言ふるでしようか。しかもその負担は三分の二まで労働者に負わせるというものではありませんか。最後に、政府はこんなにも国民に不利益をもたす法案を提出しながら、国民に對してその内容を具体的に知らせようとしません。私ども共産党が国会で明らかにした制度改革の内容が国民のあまねく知るところとなれば、共済年金制度改悪反

対の世論がこうこうと起る、そのことを恐れているのでしようか。しかしそれでは余りにも無責任であり、民主主義の原則にも反します。加えて、文部省などが共産党の質問に対してともに答弁せず、資料の要求さえも拒否したことに強く抗議するものです。

なお、自民党などの修正案は、政府案のこうした重大な制度改悪も何ら抜本的に改善する内容を持たず、そういう点から反対するものです。

やがて来る高齢化社会に向けてすべての国民に生活できる年金を保障するためには安定した年金財政を確立しなくてはなりません。方法としては、年金財政への国庫負担を抜本的にふやすこと、また、ふえ続ける軍事費を削ればその財源は十分あるのです。日本において毎年七%前後の軍事費をふやしているということは、例えばNATO諸国において三%の軍備増強の目標を持ちながらそれを達成できないでいることと比較しても異常な軍備増強であり、そのツケの一つが今回の共済年金の改悪という形であられております。

あわせて、保険料の労使負担を適切な割合に改めることもどうしても必要です。老後の生活の大切な保障である年金を情け容赦なく削りお年寄りの暮らしを脅かすようなことに私は絶対賛成できません。弱い者いじめの悪いお手本を政府みずからが示している世の中で、子供の世界からのみいじめをなくしていくことができるでしょうか。

流した汗は、あるいは長年の苦勞は報われるという年金、そういう世の中を目指して我が党は奮闘する、そのことを述べて、本法案に対する反対討論を終わります。

○委員長(林寛子君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認め御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、柳川君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林寛子君) 多数と認めます。よって、柳川君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林寛子君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

粕谷君から発言を求められておりますので、これを許します。粕谷君。

○粕谷照美君 私、ただいま可決されました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

二、公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として明らかにされていないので、今後できるだけ速やかにその内容等について明らかにすること。この場合、私立学校教育の振興に資するという本制度の沿革にも配慮し、現行共済制度の存続及び積立金の自主運用の推進等を引き続き図ること。

三、基礎年金の水準、費用負担の在り方等については、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

四、職域年金相当部分の給付水準については、

他の年金制度の動向等を踏まえて引き続き研究を行うこと。

五、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

六、懲戒処分等による給付制限措置については、今回の改正後、本人の掛金相当分については行わないこととする。

七、所得制限の具体的な運用に当たっては、退職者と現役組合員との間の生活の均衡が図られるよう十分考慮すること。

八、現在四十歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

右決議する。

以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(林寛子君) ただいま粕谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林寛子君) 多数と認めます。よって、粕谷君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松永文部大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。松永文部大臣。

○国務大臣(松永光君) ただいま御決議がございました事項につきましては、御趣旨を踏まえまして十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(林寛子君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林寛子君) 次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院内閣委員長中島源太郎君から趣旨説明を聴取いたします。中島君。

○衆議院議員(中島源太郎君) ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、休日をややし、労働時間を短縮することは、諸外国の例を見てもなく、時代の趨勢であり、単に勤労者福祉の観点からだけでなく、今国際的な問題に発展している貿易摩擦の解消といった観点からも、避けて通れない課題となっております。

また、五月のゴールデン・ウィークにおいては、いわゆる各間出勤の非効率性といった配慮等から、既に、三日と五日の祝日に挟まれた四日を、特別休日の設定または有給休暇の消化等によって休日扱いにし、三連休を実施する企業が年々増加する傾向にあります。

このような実情にかんがみ、本法律案は、国民の祝日に関する法律を改正し、前日及び翌日が祝日に当たる場合、その両日に挟まれた日を休日としようとするものであります。

ただし、この日が日曜日または祝日の振りかえ休日であるときは、適用を除外することとしたしております。

家族がそろってゆとりある生活を営み、あすへの英気を養うため、連続して休暇をとることは、国民の願望でもあり、本改正を行うことは、まことに意義深いことであると考え次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林寛子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林寛子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林寛子君) これより請願の審査を行います。

第二〇号租税教育の推進に関する請願外百三十二件を議題といたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(林寛子君) 速記を起してください。

それでは、学校事務職員等に係る義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願外百三十二件は採択すべきものにして内閣に送付するものとし、租税教育の推進に関する請願外十九件は保留と決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林寛子君) 次に、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案、女子教職員の出産に際しての補助教職

員の確保に関する法律の一部を改正する法律案、以上二案の継続審査要求書を議長に提出いたしました。と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時八分散会

〔参照〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第一条の二の改正規定中「ある」の下に「改め「生活水準」の下に「賃金」を加え」を加える。

第一条のうち第三十六條第一項の改正規定中「昭和六十年法律第 号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。

第二条のうち附則第六項の次に四項を加える改正規定のうち附則第十項の表第七十七條第二項第一号の項、第七十七條第二項第二号の項、第八十九條第一項第二号ロ(1)の項及び第八十九條第一項第二号ロ(2)の項中「二十五年」を「二十年」に改める。

附則第四條第一項を次のように改める。

施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き組合員期間に係る平均標準給与月額(改正後の法第二十三條に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。)を計算する場合

合においては、第一号に掲げる額に、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数(その数が一未満である場合には、一とする)を乗じて得た額をもつて、その者の当該施行日まで引き続き組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

一 その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続き続いているものの各月における標準給与の月額(その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)である場合には、その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下この条において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第九條第一項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を加えた額。以下この項において同じ。)

の合算額を当該期間の月数で除して得た額に、施行日前五年間における標準給与の月額の平均額に対する施行日まで引き続き組合員期間に係る平均標準給与月額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に

応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九條第二項の補正率の算出方法を参酌して算出される政令で定める比率を乗じて得た額

二 その者の施行日前の組合員期間のうち政令で定める期間に係る各月の標準給与の月額にそれぞれ当該期間における全組合員(長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。)の標準給与の月額を平均した額に対する当該政令で定める期間のうちの最後の期間における全組合員の標準給与の月額を平均した額の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額の総額を当該政令で定める期間内のその者の組合員期間の月数で除して得た額

附則第四條第二項中「前項」の下に「第一号を、」
「得た額」の下に「に、その者の当該退職に係る組

合員期間ごとの前項第二号に掲げる額を当該乗じて得た額で除して得た数(その数が一未満である場合には、一とする)を乗じて得た額を加え、同条第三項中「ほか」の下に「第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四項第二号に規定する者であつた期間を有する者等に係る平均標準給与月額の算定の特例その他の」を加える。

附則第六條第一項第二号中昭和六十年法律第 号を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。
附則第七條中「昭和六十年法律第 号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。

この修正の結果必要となる経費は、昭和六十五年年度において約三百万円の見込みである。

文教委員会付託請願中採択一覽表(一一三件)

- 第七七号 学校事務職員等に係る義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
- 第九八号、第一〇三号、第一三四号、第七四三号 私学助成の大幅増額に関する請願
- 第三〇七号 てんかんに悩む児童・生徒の教育充実に関する請願
- 第五〇五号、第五〇六号、第五〇七号、第五〇八号、第五〇九号、第五一〇号、第五一一号、第五一二号、第五一三号、第五一四号、第五一五号、第五一六号、第五一七号、第五一八号、第五一九号、第五二〇号、第五二一号、第五二二号、第五二三号、第五二四号、第五二四四号、第五四五号、第五四六号、第五四七号、第五四八号、第五四九号、第五五〇号、第五五一号、第五五二号、第五五三号、第五五四号、第五五五号、第五五六号、第五五七号、第五五八号、第五五九号、第五六〇号、第五六一号、第五六二号、第五六三号、第五六四号、第五六五号、第五六七号、第五七七号、第五七八号、第五七九号、第五八〇号、第五八一号、第五八二号、

第五八三号、第五八四号、第五八五号、第五八六号、第五八七号、第五八八号、第五八九号、第五九〇号、第五九一号、第五九二号、第五九三号、第五九四号、第五九五号、第五九六号、第五九七号、第六二五号、第六二六号、第六二七号、第六二八号、第六二九号、第六三〇号、第六三一号、第六三二号、第六三三号、第六三四号、第六三五号、第六三六号、第六三七号、第六三八号、第六三九号、第六四〇号、第六四一号、第六四二号、第六四三号、第六四四号、第六八二号、第七〇二号、第七〇三号、第七〇四号、第七一三号、第七二六号、第七三七号、第七四四号、第七六〇号、第七六七号、第七七九号、第七八三号、第七九五号、第八一三号、第八三五号、第九三〇号、第九四八号、第一〇一四号、第一〇一五号、第一〇五三号、第一〇五四号、第一〇五八号、第一〇五九号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

昭和六十一年一月六日印刷

昭和六十一年一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W